号

外

(--) 令 和 Ξ 年 三 月三十一日

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例の一部を改正する条例 (条例第二〇号)

不動産取得税

税

務

課

岐阜県税条例の一部を改正する条例

目

次

条

例

1 当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例 づき令和五年三月三一日までに取得した不動産に係る不動産取得税について、 **「都市再生特別措置法」に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基**

措置を講ずることとした。(附則第七条関係)

- 2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により令和六年 とした。(附則第七条関係 三月三一日までに取得した土地に係る不動産取得税について、当該土地の価格 の三分の二に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること
- の適用期限の延長等を行うこととした。 住宅及び土地の取得に係る税率を三パーセント (本則四パーセント) とする 地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置 (附則第七条及び附則第七条の四関係)
- の適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。 (附則第七条の五 七条の二関係 特例措置の適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。(附則第 宅地評価土地の取得に係る課税標準を土地の価格の二分の一とする特例措置

例措置について、その適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。 軽油引取税 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り等に係る課税免除の特

(金曜日) 発行

岐 阜

県

公 報

号 外

毎週

令和三年三月三十一日

(附則第一二条の四関係

自動車税

- 環境性能割
- 税率の適用区分を見直すこととした。(第七二条の八関係
- 一二月三一日まで延長することとした。(附則第一二条の八関係 自家用の乗用車に係る環境性能割の税率の特例措置の適用期限を令和三年
- ととした。(附則第一二条の九関係) 準の特例措置について、その適用期限を令和五年三月三一日まで延長するこ バリアフリー 性能の優れたバス等の取得価額から一定額を控除する課税標
- することとした。(附則第一二条の九関係 標準の特例措置について、その対象を一部見直した上でその適用期限を延長 車両安定制御装置等を装備した一定のトラック等に係る環境性能割の課税
- 種別割
- 得の翌年度の種別割の税率を軽減する特例措置を二年延長するとともに、 の対象を見直すこととした。(附則第一三条関係) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車について、 そ取
- 種別割の税率を加重する特例措置を二年延長することとした。 (附則第一三 初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車について、

その他所要の規定の整理を行うこととした。

岐

五 四 この条例は、 令和三年四月一日から施行することとした。

条

例

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和三年三月三十一日

岐阜県知事

古

田

岐阜県条例第二十号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

四項」に改め、同条第六項中「第三条の三の三第二項」を「第三条の三の三第五項」に の三の三第八項」に改める。 第四項」を『同条第七項』に改め、同条第九項中『第三条の三の三第五項』を『第三条 改め、同条第七項中「第三条の三の三第三項」を「第三条の三の三第六項」に、「同条 三条の三の三第一項に規定する」に、「第三条の三の三第一項」を「第三条の三の三第 第三十四条第三項中「法第五十三条第四十六項の総務省令で定める」を「施行規則第 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

行規則第五条の二第一項に規定する」に、「第五条の二」を「第五条の二第四項」に改 第四十四条の二第一項中「法第七十二条の三十二第一項の総務省令で定める」を「施

六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。 第七十一条の十五第三項中「免税軽油使用者ごとに記名捺印した」を削り、 同条中第

②中「令和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、「令和二年度基準エネルギー消費 分の六十五を乗じて得た数値」を加え、同号イに次のように加える。 効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、「という。)」の下に「に百 第七十二条の八第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号イ

(3) 年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において エネルギー 消費効率が基準エネルギー 消費効率であつて令和二年度以降の各

「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。) 以上であること。

十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号口に次の ように加える。 第七十二条の八第一項第一号ロ②中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百

ギー 消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして 四項」を「第九条の四第五項」に改め、同号二②中 分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号水を同号へとし、同号二中「第九条の四第 改め、同号水中「第九条の四第五項」を「第九条の四第六項」に改め、同号水⑵中「百 う。) に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に 定められたもの(以下この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」とい 第七十二条の八第一項第一号八中「又はトラック」を削り、同号八②中「基準エネル 同号二を同号水とし、同号八の次に次のように加える。 エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。 「百分の百五」 を「百分の百十」に

3)

岐

- 次のいずれかに該当すること。
- **ないこと。** 平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超え 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が
- 乗じて得た数値以上であること。いて「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。) に百分の百二十をの各年度において適用されるべきものとして定められたもの (以下この条にお② エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降

報

公

を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。(i)中「第九条の二第十七項」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五度基準エネルギー消費効率に百分の六十五め、同号イ(1)中「第九条の二第十六項」を「第九条の二第十八項」に改め、同号イ(1)年、第九条の八第一項第二号イ中「第九条の四第六項」を「第九条の四第七項」に改第七十二条の八第一項第二号イ中「第九条の四第六項」を「第九条の四第七項」に改

- 基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号口に次のように加える。め、同号口②中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度第七十二条の八第一項第二号ロ中「第九条の四第七項」を「第九条の四第八項」に改③ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

大項に規定するもの 一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規 中基準」という。)」を「平成二十一年軽油軽中量車基準」に改め、同号イ①(i)中「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二 車基準」に改め、同号イ①(i)中「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二 事基準」に改め、同号イ①(i)中「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二 中国の規定により平成二

- 車基準」という。)に適合すること。

 「単基準」という。)では同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年軽油軽中量に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条のという。)又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降二十二項に規定するもの(以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第月路違送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適
- を乗じて得た数値以上であること。② エネルギー消費効率に百分の六十五
- 十項に規定するもの 日 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第の エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ① 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する
- を乗じて得た数値以上であること。 エネルギー消費効率に百分の七十五
- エネルギー消費効率に百分の六十」に改め、同号イに次のように加える。イ②中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準「営業用の」を削り、「第九条の四第十二項」を「第九条の四第十四項」に改め、同号第七十二条の八第二項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号イ中第七十二条の八第二項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号イ中第一、「「「「「「「」」)
- 第七十二条の八第二項第一号ロを削り、同号八中「第九条の四第十四項」を「第九条③ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

報

岐

4 (号二②中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号二を同号八と を同号口とし、同号二中「第九条の四第十五項」を「第九条の四第十六項」に改め、同 の四第十五項」に改め、 に改める。 し、同号ホ中「第九条の四第十六項」を「第九条の四第十七項」に改め、同号ホ⑵中 「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号水を同号ニとし、同項第二号を次のよう 同号八②中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、

同号八

- 一 石油ガス自動車 (乗用車に限る。) のうち、次のいずれにも該当するもので施行 規則第九条の四第十八項に規定するもの
- 次のいずれかに該当すること。
- 成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えない 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平
- 成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えない 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平
- じて得た数値以上であること。 エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗

号口とし、同号口の前に次のように加える。 め、同号イ⑵中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号イを同 同号口を同号八とし、同号イ中「第九条の四第十九項」を「第九条の四第二十項」に改 条の四第二十二項」に改め、同号八を同号二とし、同号ロ中「第九条の四第二十項」を 「第九条の四第二十一項」に改め、同号口⑵中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、 第七十二条の八第二項第三号二を削り、同号八中「第九条の四第二十一項」を「第九 エネルギー 消費効率が令和二年度基準エネルギー 消費効率以上であること。

- 規定するもの 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十九項に
- 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する
- 乗じて得た数値以上であること。 エネルギー 消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を
- エネルギー 消費効率が令和二年度基準エネルギー 消費効率以上であること。

から八まで」を「第二項 (第一号イ及び口」に改め、「規定は、」の下に「令和十二年度 る方法並びに」を加え、「第九条の二第二十七項」を「第九条の二第三十二項」に、「同 基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第九条の二第三十一項に規定す 項 (第一号イから八まで」を「第一項 (第一号イから二まで」に、「第二項 (第一号イ 条第二十八項」を「同条第三十三項」に改め、同項の表を次のように改める。 第七十二条の八第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、 同条第四項中「第一

第一項第一号二 (2)	及び八 (2) 第一 号 口	第一項第一号 口 (2)	第一項第一 号イ (3)		第一項第一 号イ (2)
	(3)				
ルギー 消費効率であつて平成二エネルギー 消費効率が基準エネ	効率 の本 で和二年度基準エネルギー消費	費効率に百分の七十五年度基準エネルギー消	費効率」という。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	分の六十五 消費効率 (法第百匹十五 川キー 消費効率」という。) に百 がったもの (以下この条において「令和十二年度以降の各年度において「令和十二年度以降の各年度において「令和十二年度以降の各年度において「令和十二年度以降の各年度においたもの (以下この条において「令和十二年度以降の各年度においたもの (以下この条において「令和十二年度以降の各年度は対象を(法第百匹十五 がまりを) に	、
ギー消費効率に百分の百五平成二十二年度基準エネル	十を乗じて得た数値平成二十二年度基準エネル	十二半月の本に百分の百六十二十二年度基準エネル	ギー消費効率に百分の百五 ドー消費効率に百分の百五	のとして定められたもの(以下この号及び次項第一号において「平成二十二年号において「平成二十二年号において「平成二十二年	ルギー 消費効率であつて平 ルギー 消費効率であつて平 原四項に規定する基準エネ

外

(1)

第一項第二号イ(2)

令和十二年度基準エネルギー

消

令和二年度基準エネルギー

費効率に百分の六十五

第一項第一

二 号 (2)

令和十二年度基準エネルギー

消

費効率に百分の七十五

第一項第三号イ②

令和十二年度基準エネルギー

消

費効率に百分の六十五

一項第三号口(2)

令和十二年度基準エネルギー

消

費効率に百分の七十五

おいて「令和十

定められたもの

ルギー 消費効率

百分の六十五

第一項第一号イ②

令和十二年度以

いて適用される

第一

項第

号口(2)

令和十二年度基

費効率に百分の七十五

消費効率に百分の百九

の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。

に行われたときに限り、

当該不動産

十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四	消費効率に百分の百十五	<u>+</u> [()	I 9	2
平成二十二手度基準エネレードを乗じて得た数値	平成二十七甲隻基準エネルギー対率	第二 頁第一号 コ (2)	 頁 第 	第
平成二十二年度基準エネル	令和二年度基準エネルギー消費	第二項第一号イ⑶	項第一	第
ギー消費効率に百分の百三十	費効率に百分の六十	. (1
平成二十二年度基準エネル	令和十二年度基準エネルギー消	第二項第一号イ (2)	項第	第
	かり百二十 ギー消費効率」という。) に百			
	て『平成二十七年度基準エネルビオがもの(以下この気にすり			
	適用されるべきものとして定め			
+	十七年度以降の各年度において			

第七十二条の八に次の一項を加える。

5 掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 車について準用する。この場合において、 として同条第三十六項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動 基準エネルギー 消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー 消費効率を算定する方法 定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和二年度 度基準エネルギー 消費効率を算定する方法として施行規則第九条の二第三十五項に規 第二項 (第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。) の規定は、令和十二年 第一項 (第一号イ及び口、第二号並びに第三号イ及び口に係る部分に限る。) 及び 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に

岐

におけるご名に記み替えるものとでる	替えるものとでき	十五項中,第十条第七項第分長] を「第十条第八項第分長」に「「附員第七条第二十三
		項」を「附則第七条第二十四項」に改め、同条に次の二項を加える。
	いては、150 にかに、150 に重用でいるできる) 以降の各年度にお 令和二年度以降の各年度に	16 都市再生特別措置法第百九条の七第二項第一号に規定する者が同法第百九条の九の
の(以下この条に)とるへきものとして)ま	として定められたものに百	規定による公告があつた同法第百九条の七第一項に規定する居住誘導区域等権利設定
十二年度基準エネー公	分の九十四	等促進計画に基づき同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同
率」という。) に		条第十三項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得
		した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定に
幸準エネルギー 消 │ ◇	歩準エネルギー消 │令和二年度基準エネルギー │ │ 	ついては、当該取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産

6 「同条第八項」に改める。 附則第六条の二中「第四条の五第五項」 を 「第四条の五第八項」 ĺĆ 「同条第五項」

号 イ (2)

第二号口及び第三

費効率に百分の六十

令和十二年度基準エネルギー

消

消費効率に百分の八十七 令和二年度基準エネルギー 消費効率に百分の百九 令和二年度基準エネルギー 消費効率に百分の九十四 令和二年度基準エネルギー 消費効率に百分の百九 令和二年度基準エネルギー 消費効率に百分の九十四

|項第一号イ②、

十五項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「附則第七条第二十三 同条第十四項中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十三項」に改め、同条第 の二の十九第一項」に、「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十二項」に改め、 第二十一項」に改め、同条第十三項中「附則第三条の二の十八第一項」を「附則第三条 和五年三月三十一日」に改め、同項第二号二中「附則第七条第十九項」を を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「令和三年三月三十一日」を「令 第四項、第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定中「令和三年三月三十一日」 和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「第十三項」を 「第十二項」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条 附則第七条第一項中「平成二十一年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を の二項を加える。 「附則第七条

同項第一号中「令和二年度」

満の附則第十二条の九第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。」に改 条の十一第四項に規定するものに限る。) にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未

を「附則第四条の十一第五項」に改め、同条第三項中「附則第四条の十

を「令和七年度」に改め、同項第二号中「附則第四条

三十二号) 附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので施行規則附則第四

年法律第八十号)第二条に規定する空港又は空港法施行令(昭和三十一年政令第二百

法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和三十

)

17 の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)附則第七条第一項第一号に規定す 税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたと る業務により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得 きに限り、当該土地の価格の三分の二に相当する額を価格から控除する。 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等

附則第七条の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」 に改

「令和五年三月三十一日」に改める。 附則第七条の四第一項、 第四項、第五項及び第七項中「令和三年三月三十一日」

日」に改める。 附則第七条の五第一項及び第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十

年三月三十一日」に改める。 「特定保有株式」という。)」及び「、特定保有株式」を削る。 附則第十二条の四第一項、 **附則第十一条の三第一項中『、同項に規定する特定保有株式** 第五項及び第六項中「令和三年三月三十一日」を「令和六 (以下この項において

則第十二条の九第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法(昭和二十六年法律第 の九第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円」を「乗車定員三十人以上の附 五項」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。 百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同 三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「乗車定員三十人未満の附則第十二条 **「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第二項中「同条第四項」の下に「又は第** 附則第十二条の九第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に 附則第十二条の八第一項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表中 同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同条第二項中「令和三年

岐

を次のように改める。 三月三十一日」に改め、 第五項」を 「附則第四条の十一第六項」に、「令和三年三月三十一日」 同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、 を 「令和五年 同項第

び第六項並びに次条第二項第二号において同じ。) がハトンを超え二十トン以下のト の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに 規定するものに限る。) で初回新規登録を受けるものに対する第七十二条の七の規定 脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの するもの (第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。) のいずれ という。) 及び同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用され 四条の十一第十項に規定するもの (次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」 いう。) に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第 全性の向上を図るための装置 (以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」と 動制御装置に係る保安基準」という。)、同法第四十一条第一項の規定により平成二十 で施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの (次項において「衝突被害軽減制 制動制御装置」という。) に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準 対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「衝突被害軽減 二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に 滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において 項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横 動車を除く。次項第三号及び第四号において同じ。) であつて、同法第四十一条第一 ラック(施行規則附則第四条の十一第十三項に規定するけん引自動車及び被けん引自 にも適合するもののうち、車両安定性制御装置、 公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十二項に規定 るべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置 七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安 安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同法第四十一条第一項の規定により平成 技術基準で施行規則附則第四条の十一第十一項に規定するもの(次項において「車両 車両総重量 (道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及 「車両安定性制御装置」という。) に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の (以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。) に係る保安上又は (施行規則附則第四条の十一第八項に 衝突被害軽減制動制御装置、車線逸

岐

号

た額」とする。 限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。) から五百二十五万円を控除して得

号八」に改め、同項を同条第七項とする。 同条第八項中「附則第四条の十一第十七項」を「附則第四条の十一第十九項」に、「同 十一日 (バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、 条第十八項」を「同条第二十項」に、「同条第十七項第一号八」を「同条第十九項第一 令和元年十月三十一日)」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、 則第四条の十一第十八項に規定する被けん引自動車を除く。)」に、「平成二十七年八月 **え二十二トン以下のトラック」を「車両総重量が八トンを超えるトラック (施行規則附 両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超** おいて「バス等」という。)」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「バス等又は車 る。) 又はバス (施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。) (次号に 月三十一日まで」を「当該自動車の取得が令和三年十月三十一日まで」に改め、同項第 第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三 動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、 警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置を」を「側方衝突警報装置を」に、 **一号中「バス等」を「乗用車 (施行規則附則第四条の十一第十五項に規定するものに限** 一日」を「令和四年五月一日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突 |附則第四条の十一第十六項」を「附則第四条の十一第十七項」に、「令和二年十月三 **附則第十二条の九第五項中「第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自**

> め 四項中「第二項 (第四号及び第五号を除く。)」を「第二項第一号から第三号まで」に改 条の」を「同条の」に改め、同項の表中「三万千円」を「三万五百円」に改め、 規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第七十三 ピング車にあつては、令和元年十月一日) から令和二年三月三十一日までの間に初回新 のに限る。) に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日 (自家用の乗用車及びキャン 条第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるも までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割 (第七十七 成二十一年軽油軽中量車基準」という。)」を加え、同条第三項中「掲げる自動車」の下 号イ①」に改め、「平成二十一年軽油軽中量車基準」の下に「(以下この条において「平 条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)」を加え、「同号イ⑴※」を「同 条の八第一項第三号イ⑴」に改め、「平成三十年軽油軽中量車基準」の下に「(以下この 号イ⑴⑸」に改め、同項第六号中「第七十二条の八第一項第三号イ⑴⑴」を「第七十二 同項第五号中「次項第二号」を「以下この条」に、「同条第一項第一号イ⑴⑴」を「同 項第三号において同じ」を加え、同項第四号中「次項第一号」を「以下この条」に、 下この号」の下に「及び第五項第二号」を加え、同項第三号中「いう」の下に "。第五 下に「(第五項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。)」を、「もの 条の」を「同条の」に改め、同項第二号中「附則第五条の二第一項に規定するもの」 車及びキャンピング車を除く。) が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日 に「(前項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、「、当該自動車 (自家用の乗用 「同条第一項第一号イ(l) ii」を「同号イ(l) ii」に、「同号イ(2)」を「同号イ(3)」に改め、 同条に次の二項を加える。 议

「同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を当該自動車が令和四年四月一日から令和四年三月三十一項の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一5 次に掲げる自動車 (自家用の乗用車を除く。) に対する第七十三条第一項及び第二

電気自動車

車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則附則第五条の一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十

8

(

|第七項に規定するもの

充電機能付電力併用自動車

四 第五条の二第八項に規定するもの て得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則 において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。) に百分の九十を乗じ 第一号イ⑵に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項 の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第七十二条の八第一項 は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又 ガソリン自動車 (営業用の乗用車に限る。) のうち、窒素酸化物の排出量が平成

五 消費効率以上のもので施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの ルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネ は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又 石油ガス自動車 (営業用の乗用車に限る。) のうち、窒素酸化物の排出量が平成

六 軽油自動車 (営業用の乗用車に限る。) のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和 は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が |年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の二第十項に規定

岐

6 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四 五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税 年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和 に対する第七十三条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車 (前項の規定の適用を受けるものを除く。)

十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準

> あつて、 則附則第五条の二第十一項に規定するもの を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規 エネルギー 消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十

則附則第五条の二第十二項に規定するもの を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー 消費効率以上のもので施行規 あつて、エネルギー 消費効率が令和十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の七十 十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準

率以上のもので施行規則附則第五条の二第十三項に規定するもの 消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー 消費効 基準に適合するものであつて、エネルギー 消費効率が令和十二年度基準エネルギー 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車

年三月三十一日」に改める。 附則第二十二条第一項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和八

附 則

(施行期日)

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

1

(県民税に関する経過措置

2 は、令和四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和三年度分までの個 人の県民税については、なお従前の例による。 改正後の岐阜県税条例 (以下「新条例」という。) 附則第十一条の三第一項の規定

(不動産取得税に関する経過措置)

3 日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。 という。) 以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日 (以下「施行日」 (自動車税に関する経過措置

4 動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された 自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自

5 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動